

令和6年度総合評価落札方式（工事）の見直しについて

1 対象工事の追加

本県においては、公共工事の品質の確保とともに、地域に根ざした技術と経営に優れた建設業者の育成を図るため、比較的規模が大きく、技術力を求められる工事の中で、一定の発注件数が見込まれる工事を対象として価格に加えて技術力も評価する総合評価落札方式による入札を実施しており、平成30年度に橋梁上部工（鋼橋）を対象に追加するなど対象工事を徐々に拡大してきたところ。

鋼構造物工事（浮棧橋）については、発注件数が少ないことから、これまで価格のみの競争で入札を行っていたが、専門的な技術力や実績が品質を左右する大規模な工事であり、今後も一定量の発注が見込まれるため、令和6年度から総合評価落札方式の対象工事としたい。

なお、施工実績の評価対象として求める同種工事の内容以外、評価項目は橋梁上部工（鋼橋）と同じとする。

<令和6年度 総合評価落札方式（特別簡易型）対象工事>

| 工 種 等 | |
|----------------------|------------------------|
| 一般土木工事 | （5千万円～1億3千万円） |
| 〃 | （1億3千万円～3億円） |
| 〃 | （3億円～WTO未滿） |
| 海上工事 （土木一式・しゅんせつ） | （5千万円～3億円） |
| 〃 | （3億円～WTO未滿） |
| 橋梁上部工（PC） | （5千万円～WTO未滿） |
| 橋梁上部工（鋼橋） | （5千万円～WTO未滿） |
| 建築一式 | （5千万円～3億円） |
| 〃 | （3億円～WTO未滿） |
| 鋼構造物工事（浮棧橋） | （5千万円～WTO未滿） 追加 |

※WTO対象工事の評価項目については、個別に検討する（令和6年度予定なし）

2 評価項目の見直し

担い手の育成・確保，働き方改革への取組や地域貢献の評価を拡充することで，本県の将来にわたる健全な建設産業の維持・成長を促進し，もって公共工事の品質の確保を図ることとたい。

- | | |
|---|----|
| (1) 新規学卒者の雇用に対する評価条件の緩和 | 拡大 |
| (2) ワーク・ライフ・バランスの取組み評価の追加 ※令和7年度から実施（令和6年度は周知期間） | 新設 |
| (3) 橋梁上部工（PC橋）の施工実績条件の緩和 | 拡大 |
| (4) 橋梁上部工（PC橋）及び（鋼橋）における地域貢献度（営業所又は工場の有無）の評価拡充 | 拡大 |

| | |
|-------------------------|----|
| (1) 新規学卒者の雇用に対する評価条件の緩和 | 拡大 |
|-------------------------|----|

新規学卒者の条件を緩和することにより，県内建設業者の担い手の確保の促進を図る。

※主な入札参加者が県外企業である橋梁上部工（PC，鋼橋）については，評価を行わない。

【対象】

全ての工事（一般土木工事（5千万円以上1億3千万円未満），橋梁上部工（PC橋，鋼橋），鋼構造物工事（浮桟橋）を除く。）

【内容】 県外学校卒業生を採用した場合の取扱を緩和（県内企業のみ）

<現行>

過去5年間に（最大3年以内に）県外学校を卒業した者（**県出身者に限る**）を採用し，その者を継続雇用している企業を評価。

<見直し案>

過去5年間に新たに採用し，その者を継続雇用している県内に主たる営業所を有する企業を評価。（※平成30年4月1日以降に卒業した者で，新卒，既卒に拘らない。）

| 評価対象者 | | <現行> | | <見直し案> | |
|----------|-------|------|------|--------|------|
| | | 評価 | | 評価 | |
| | | 県内企業 | 県外企業 | 県内企業 | 県外企業 |
| 県内学校 卒業生 | | ○ | ○ | ○ | × |
| 県外学校 卒業生 | 県内出身者 | ○ | ○ | ○ | × |
| | 県外出身者 | × | × | ○ | × |

(2) ワーク・ライフ・バランスの取組み評価の追加
(令和7年度から実施(令和6年度は周知期間)) 新設

週休2日の施工実績の評価に代えて、ワーク・ライフ・バランスに関する評価を追加し、建設産業の働き方改革の促進を図る。

【対象】

全ての工事

【内容】

① ア又はイであること0.4点 ※JVは0.5点

ア えるぼし又は、くるみんの認定企業である。

イ えるぼし又は、くるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業である。

② ウ又はエであること0.2点 ※JVは0.3点

(①イのどちらかの要件を満たしている者を加点)

ウ えるぼし又は、くるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業である。

エ 鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業である。

<単体工事の場合>

| 【現行】 | | 【見直し案】 | |
|---------------------------------|---|---------------------------------|---|
| 1 . 0 点 を 上 限 | 前年度週休二日県内施工実績 4 週8休 (0.4) 4 週7休 (0.2) 4 週6休 (0.1) 鹿児島県の発注工事 | 1 . 0 点 を 上 限 | ワーク・ライフ・バランスの取組み ① ア又はイである。(0.4) ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る 一般事業主行動計画策定・届出 かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。(0.2) ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る 一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 |
| | 過去2年間ICT活用工事県内施工実績 全面活用 (0.4) 部分活用 (0.2) 鹿児島県の発注工事 | | 過去2年間ICT活用工事県内施工実績 全面活用 (0.4) 部分活用 (0.2) 鹿児島県の発注工事 |
| | 建設キャリアアップシステム活用 当該工事運用 (0.4) 登録 (0.2) ※当該工事 | | 建設キャリアアップシステム活用 当該工事運用 (0.4) 登録 (0.2) ※当該工事 |
| | 登録基幹技能者活用 活用あり (0.2) 活用なし (0.0) ※当該工事 | | 登録基幹技能者活用 活用あり (0.2) 活用なし (0.0) ※当該工事 |

<JV工事の場合>

| 【現行】 | | 【見直し案】 | |
|------|--|--------|---|
| 2 | <p>【代表者及び代表者以外の構成員】</p> <p>前年度週休二日県内施工実績</p> <p>4 週8休 (0.5)</p> <p>4 週7休 (0.3)</p> <p>4 週6休 (0.1)</p> <p>鹿児島県の発注工事</p> <p><各者の実績を評価></p> | 2 | <p>【代表者及び代表者以外の構成員】</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの取組み</p> <p>①ア又はイである。(0.5)</p> <p>ア えるぼし又はくるみんの認定企業</p> <p>イ えるぼし又はくるみんの認定に係る 一般事業主行動計画策定・届出 かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業</p> <p>②ウ又はエである。(0.3)</p> <p>ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る 一般事業主行動計画策定・届出企業</p> <p>エ 鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業</p> <p><各者の実績を評価></p> |
| | <p>【代表者及び代表者以外の構成員】</p> <p>過去2年間ICT活用工事県内施工実績</p> <p>全面活用 (0.5)</p> <p>部分活用 (0.3)</p> <p>鹿児島県の発注工事</p> <p><各者の実績を評価></p> | | <p>【代表者及び代表者以外の構成員】</p> <p>過去2年間ICT活用工事県内施工実績</p> <p>全面活用 (0.5)</p> <p>部分活用 (0.3)</p> <p>鹿児島県の発注工事</p> <p><各者の実績を評価></p> |
| | <p>建設キャリアアップシステム活用</p> <p>当該工事運用 (0.5)</p> <p>登録 (0.3)</p> <p>※当該工事</p> <p><企業体として評価></p> | | <p>建設キャリアアップシステム活用</p> <p>当該工事運用 (0.5)</p> <p>登録 (0.3)</p> <p>※当該工事</p> <p><企業体として評価></p> |
| | <p>登録基幹技能者活用</p> <p>活用あり (0.5)</p> <p>活用なし (0.0)</p> <p>※当該工事</p> <p><企業体として評価></p> | | <p>登録基幹技能者活用</p> <p>活用あり (0.5)</p> <p>活用なし (0.0)</p> <p>※当該工事</p> <p><企業体として評価></p> |

(3) 橋梁上部工（PC橋）の施工実績条件の緩和 拡大

評価する施工実績の施工場所や発注機関の要件を緩和することで、県外企業の入札参加意欲を促し、競争性の確保と地域振興の促進を図る。

<施工実績条件の緩和内容>

| | | | |
|---------|-----------------------|---|--|
| | (現行) | ⇒ | (見直し案) |
| 施工実績の場所 | 県内 | ⇒ | 九州内 |
| 工事成績 | 県発注の 土木一式 全ての平均 | ⇒ | 国(九州)・県発注の 橋梁上部工(PC橋) 高得点上位3件の平均 |

<橋梁上部工（PC橋）>

| 【現行】 | | 【見直し案】 | |
|-----------------------------|--|-----------------------------|---|
| 企業 の 施 工 能 力 | 過去10年間における 国(九州内), 県, 市町村(県内) 特殊法人(県内) の同種工事の県内での施工実績 (当該最大支間長以上) 3件以上の実績あり(0.5) 2件の実績あり(0.3) 1件の実績あり(0.0) | 企業 の 施 工 能 力 | 過去10年間における 国(九州内), 各県(九州内), 各政令市(九州内), 市町村(県内) 特殊法人(九州内) の同種工事の九州内での施工実績 (当該最大支間長以上) 3件以上の実績あり(0.5) 2件の実績あり(0.3) 1件の実績あり(0.0) |
| 点 | 過去5年間における 土木一式工事 の工事成績評定点の平均点 (県の発注工事) 8.3点以上(3.0) 7.8点以上8.3点未満(2.9~0.1) 7.8点未満(0.0) | 点 | 過去5年間における 橋梁上部工(PC橋) の工事成績評定点の上位3件の平均点 (九州内での国(九州内)・各県(九州内) の発注工事) 8.3点以上(3.0) 7.8点以上8.3点未満(2.9~0.1) 7.8点未満(0.0) |

(4) 橋梁上部工（PC橋）及び（鋼橋）における地域貢献度（営業所又は工場の有無）の評価拡充 拡大

県内に営業所や工場を設置している企業の評価を拡充し、地域振興と地域雇用の促進を図る。

<橋梁上部工（PC橋）の場合>

| 【現行】 | | 【見直し案】 | |
|---|-----------------|-------------|-----------------------|
| 地域 貢 献 度 0 . 5 / 2 . 0 点 | 営業所又は工場の有無 | 地域 | 営業所又は工場の有無 |
| | 県内に主たる営業所又は工場あり | 貢 献 度 | 県内に主たる営業所かつ工場あり (1.0) |
| | (0.5) | 1 | 県内に主たる営業所又は工場あり (0.8) |
| | | 0 | 県内に営業所あり (0.5) |
| | 県内に主たる営業所又は工場なし | 0 | 上記以外 (0.0) |
| (0.0) | 2 | 2 | |
| | | 5 | |
| | | 点 | |

<橋梁上部工（鋼橋）の場合>

| 【現行】 | | 【見直し案】 | |
|---|-------------------|-------------|-----------------------|
| 地域 貢 献 度 0 . 5 / 2 . 0 点 | 営業所又は工場の有無 | 地域 | 営業所又は工場の有無 |
| | 県内に主たる営業所又は工場あり | 貢 献 度 | 県内に主たる営業所かつ工場あり (1.0) |
| | (0.5) | 1 | 県内に主たる営業所又は工場あり (0.8) |
| | 県内に営業所 | 0 | 県内に営業所あり (0.5) |
| | かつ九州管内に工場あり (0.4) | 2 | 上記以外 (0.0) |
| (0.2) | 2 | 2 | |
| | | 5 | |
| | | 点 | |

※PC橋と鋼橋の評価基準を統一。

(5) その他

(令和4年に周知)

配置予定技術者の資格保有の評価点配分 (海上工事) **変更**

令和4年度：水産工学技士又は海上工事施工管理技術者 0.5点



令和5年度：水産工学技士 0.4点
海上工事施工管理技術者 0.1点



令和6年度：水産工学技士 0.25点
海上工事施工管理技術者 0.25点

令和6年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇一般土木工事(5千万円以上 1億3千万円未満)

| 評価項目及び加算点 | | 評価基準 |
|-------------------------|--|--|
| 企業の 施工 能力 6.5点 | 過去10年間に於ける国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績あり (0.5点) ○表彰実績なし (0.0点) | 平成26年度から令和6年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに優良工事表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む) |
| | 過去5年間に於ける国又は県の同種工事の県内施工実績 ○実績あり (0.5点) ○実績なし (0.0点) | 令和元年度から令和5年度までに完成検査を受けた下記①～③のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、県内における同種工事の施工実績を有するか。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③国土交通省九州地方整備局発注工事 |
| | 過去3年間の土木一式工事の工事成績の平均点 ○83点以上 (3.0点) ○78点以上83点未満 (2.9点) (工事成績の平均点-78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○78点未満 (0.0点) | 令和3年1月1日から令和5年12月31日までに完成した下記①及び②の土木一式工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何か。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 |
| | 経営事項審査における経営状況 ○900点以上 (0.30点) ○800点以上900点未満 (0.25点) ○700点以上800点未満 (0.20点) ○600点以上700点未満 (0.15点) ○500点以上600点未満 (0.10点) ○500点未満 (0.00点) | 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何か。 |
| | 経営事項審査における技術力 ○1100点以上 (0.20点) ○1000点以上1100点未満 (0.15点) ○900点以上1000点未満 (0.10点) ○900点未満 (0.00点) | 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何か。 |
| | 受注工事量 ○0件=受注工事量 (1.0点) ○1件=受注工事量 (0.5点) ○2件=受注工事量 (0.0点) ○3件=受注工事量 (-0.5点) ○4件≤受注工事量 (-1.0点) | 当該年度受注工事量は、令和6年4月1日入札公告開始分から当該入札公告案件の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で、下記①及び②のうち、総合評価方式対象の5千万円～3億円の土木一式工事(海上、PC工事除く)を対象とする。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 |
| | (1)前年度における週休二日の県内施工実績 ・4週8休施工実績 (0.4点) ・4週7休施工実績 (0.2点) ・4週6休施工実績 (0.1点) ・実績なし (0.0点) | 令和5年度から令和6年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、週休二日の県内施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 鹿児島県の発注工事 |
| | (2)過去2年間に於けるICT活用工事の県内施工実績 ・ICT全面活用施工実績 (0.4点) ・ICT部分活用施工実績 (0.2点) ・実績なし (0.0点) | 令和4年度から令和6年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の県内施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 鹿児島県の発注工事 |
| | (3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4点) ・建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2点) ・活用なし (0.0点) | 当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ・元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ・元請者が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。 |
| | (4)当該工事における登録基幹技能者の活用 ・活用あり (0.2点) ・活用なし (0.0点) | 当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。 |

令和6年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目, 加算点及び評価基準

別表

◇一般土木工事(5千万円以上 1億3千万円未満)

| | | | |
|---|--|--|---|
| 配置 予定 技術者 の 能力 1.5点 | (1) または (2) の どちら かを 選択 | 表彰実績と 5点 を 上 限 と 加 算 の 合 計 は 〇現在の会社での表彰実績あり (0.5点) 〇上記以外での表彰実績あり (0.3点) 〇実績なし (0.0点) | 過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 平成26年度から令和6年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む) |
| | | 〇実績なし (0.0点) 〇加算なし (0.0点) | 配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 平成31年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)が発注する建設工事における同種工事の主任(監理・特例監理)技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が平成31年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。 なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とする。 |
| 前年度 の CPDS (1級土木 施工管理 技士) 単位 取得 状況 〇推奨 以上 (1.0点) 〇推奨 未満 (0.5点) 〇なし (0.0点) | (2) | 〇現在の会社での工事成績あり (0.3点) 〇上記以外での工事成績あり (0.1点) 〇該当なし (0.0点) | 配置予定技術者において、鹿児島県の土木部(建築課所管発注工事を除く)または、商工労働水産部漁港漁場課所管が発注した一般競争入札の土木一式工事(以下、「対象工事」という。)での工事成績評定最高点が、次の①～③のいずれかの条件を満たす場合に評価点を加える。 ただし、配置予定技術者が対象工事で主任(監理・特例監理)技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人である場合に限る。また、現場代理人である場合は対象工事に従事した時点で、1級施工管理技士または2級施工管理技士の資格を保有している場合に限る。 ①令和2年度の工事で84点以上(令和3年度表彰対象評価点) ②令和3年度の工事で84点以上(令和4年度表彰対象評価点) ③令和4年度の工事で84点以上(令和5年度表彰対象評価点) ※年度は完成検査を行った年度である。 |
| | | 〇推奨以上 (1.0点) 〇推奨未満 (0.5点) 〇なし (0.0点) | 1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和5年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数:20ユニット |
| 地域 貢献度 3.0点 | 営業所の有無 〇工事箇所のある市町村内に主たる営業所(2年以上設置)あり (1.0点) 〇工事箇所のある市町村内に営業所(従業員10名以上)あり (0.8点) 〇工事箇所のある振興局・支庁管内に主たる営業所(2年以上設置)あり (0.6点) 〇工事箇所のある振興局・支庁管内に営業所(従業員10名以上)あり (0.3点) 〇上記以外 (0.0点) | 地域への貢献 (市町村内又は振興局・支庁管内での実績) ① 過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 (1.4点) ② 過去5年間における道路管理委託業務の受注実績 (0.2点) ③ 前年度の道路・水辺・港・砂防サポーターとしての活動実績 ④ 消防団員の雇用 ⑤ 過去2年間における家畜伝染病予防法に基づく防疫活動実績 〇工事箇所のある市町村内で①～④の実績あり(1項目あたり0.4点) 〇工事箇所のある振興局・支庁管内で①～④の実績あり(1項目あたり0.2点) 〇工事箇所のある市町村内で⑤の実績あり(0.4点) 〇上記の実績なし (0.0点) ※ ①～⑤の評価点の合計は1.4点を上限とする。 | 左記箇所に営業所を有するか。 ※薩摩川内市の本土地区と甕島地区は、別市町村の取扱い |
| | | | 〇工事箇所のある市町村内(1項目あたり0.4点) 〇工事箇所のある振興局・支庁管内で①～④の実績あり(1項目あたり0.2点) 〇工事箇所のある市町村内で⑤の実績あり(0.4点) 〇上記の実績なし (0.0点) ※ ①～⑤の評価点の合計は1.4点を上限とする。 |
| 合計 | | 〇工事箇所のある市町村との災害協定の締結 (0.6点) 〇工事箇所のある振興局・支庁管内の市町村との災害協定の締結 (0.3点) 〇上記以外 (0.0点) | ⑤ 市町村との災害協定を締結している団体に加入しているか。又は企業単独で市町村との災害協定を締結しているか。 ※薩摩川内市の本土地区と甕島地区は別市町村取扱い |
| 合計 | | 11.0点 | |

令和6年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目, 加算点及び評価基準

別表

◇一般土木工事(1億3千万円以上 3億円未満)

| 評価項目及び加算点 | | 評価基準 |
|-----------------|--|---|
| 企業の 施工 能力 | 過去10年間に於ける国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績あり (0.5点) ○表彰実績なし (0.0点) | 平成26年度から令和6年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む) |
| | 過去5年間に於ける国又は県の同種工事の県内施工実績 ○2件以上の実績あり (0.5点) ○1件の実績あり (0.3点) ○実績なし (0.0点) | 令和元年度から令和5年度までに完成検査を受けた下記①～③のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、県内における同種工事の施工実績を有するか。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③国土交通省九州地方整備局発注工事 |
| | 過去3年間の土木一式工事の工事成績の平均点 ○83点以上 (3.0点) ○78点以上83点未満 (2.9点) (工事成績の平均点-78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○78点未満 (0.0点) | 令和3年1月1日から令和5年12月31日までに完成した下記①及び②の土木一式工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何かか。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 |
| | 経営事項審査における経営状況 ○900点以上 (0.30点) ○800点以上900点未満 (0.25点) ○700点以上800点未満 (0.20点) ○600点以上700点未満 (0.15点) ○500点以上600点未満 (0.10点) ○500点未満 (0.00点) | 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何かか。 |
| | 経営事項審査における技術力 ○1100点以上 (0.20点) ○1000点以上1100点未満 (0.15点) ○900点以上1000点未満 (0.10点) ○900点未満 (0.00点) | 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何かか。 |
| | 受注工事量 ○0件=受注工事量 (1.0点) ○1件=受注工事量 (0.5点) ○2件=受注工事量 (0.0点) ○3件=受注工事量 (-0.5点) ○4件≤受注工事量 (-1.0点) | 当該年度受注工事量は、令和6年4月1日入札公告開始分から当該入札公告案件の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で、下記①及び②のうち、総合評価方式対象の5千万円～3億円の土木一式工事(海上、PC工事を除く)を対象とする。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 |
| | 過去5年間に於ける新規学卒者の雇用 過去5年間に於いて、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用 ○実績あり (0.5点) ○実績なし (0.0点) | 平成31年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高校、高専、大学、大学院、専修学校等)職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を平成30年4月1日から令和6年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、平成31年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、平成31年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 県内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 |
| | 障害者雇用、高齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録 ①前年度までに障害者を雇用している。 ②前年度までに高齢者を雇用している。 ③鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○上記項目のうち、2つ以上の実績あり (0.5点) ○上記項目のうち、いずれかの実績あり (0.3点) ○実績なし (0.0点) | ①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は法定雇用率以上雇用) ②60歳以上の高齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 ③入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。 |
| | (1)前年度における週休二日の県内施工実績 ・4週8休施工実績 (0.4点) ・4週7休施工実績 (0.2点) ・4週6休施工実績 (0.1点) ・実績なし (0.0点) | 令和5年度から令和6年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、週休二日の県内施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 鹿児島県の発注工事 |
| | (2)過去2年間に於けるICT活用工事の県内施工実績 ・ICT全面活用施工実績 (0.4点) ・ICT部分活用施工実績 (0.2点) ・実績なし (0.0点) | 令和4年度から令和6年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の県内施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 鹿児島県の発注工事 |
| | (3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4点) ・建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2点) ・活用なし (0.0点) | 当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ・元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ・元請者が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。 |
| | (4)当該工事における登録基幹技能者の活用 ・活用あり (0.2点) ・活用なし (0.0点) | 当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。 |

令和6年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目, 加算点及び評価基準

別表

◇一般土木工事(1億3千万円以上 3億円未満)

| | | | | |
|------------------------------------|----------------------|--|---|--|
| 配置 予定 技術者 の 能力 1.5点 | (1) または (2) のどちらかを選択 | 表彰実績 0点と 5点 の 差 を 手 上 育 限 成 と 加 算 す る 合 計 は | 過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○現在の会社での表彰実績あり (0.5点) ○上記以外での表彰実績あり (0.3点) ○実績なし (0.0点) | 平成26年度から令和6年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む) |
| | | | 担い手育成加算 ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.3点) ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2点) ○加算なし (0.0点) | 配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ①入札公告日において満45歳未満の者 ②平成31年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)が発注する建設工事における同種工事の主任(監理・特例監理)技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が平成31年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④女性技術者である。 なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とする。 |
| | (2) | 配置予定技術者の工事成績評価最高 点 ○現在の会社での工事成績あり (0.3点) ○上記以外での工事成績あり (0.1点) ○該当なし (0.0点) | 配置予定技術者において、鹿児島県の土木部(建築課所管発注工事を除く)または、商工労働水産部漁港漁場課所管が発注した一般競争入札の土木一式工事(以下、「対象工事」という。)での工事成績評価最高点が、次の①～③のいずれかの条件を満たす場合に評価点を加える。 ただし、配置予定技術者が対象工事で主任(監理・特例監理)技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人である場合に限る。また、現場代理人である場合は対象工事に従事した時点で、1級施工管理技士または2級施工管理技士の資格を保有している場合に限る。 ①令和2年度の工事で84点以上(令和3年度表彰対象評価点) ②令和3年度の工事で84点以上(令和4年度表彰対象評価点) ③令和4年度の工事で84点以上(令和5年度表彰対象評価点) ※年度は完成検査を行った年度である。 | |
| | | 前年度のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況 ○推奨以上 (1.0点) ○推奨未満 (0.5点) ○なし (0.0点) | | 1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和5年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数:20ユニット |
| 地域 貢献度 2.0点 | | 営業所の有無 ○工事箇所の所在する振興局・支庁管内に営業所(従業員10名以上)あり (0.5点) ○上記以外 (0.0点) | | 左記箇所に営業所を有するか。 |
| | | 地域への貢献 (振興局・支庁管内又は県内での実績) ①(1)過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績又は (2)過去5年間における道路管理委託業務の受注実績 ②前年度の道路・水辺・港・砂防サポーターとしての活動実績 ③消防団員の雇用 ④過去2年間に於ける家畜伝染病予防法に基づく防疫活動実績 ○工事箇所の所在する振興局・支庁管内で ①～③の実績あり (1項目当たり0.5点) ○県内で①～③の実績あり (1項目当たり0.3点) ○工事箇所の存在する市町村で④の実績あり (0.5点) ○上記の実績なし (0.0点) ※①～④の評価点の合計は1.5点を上限とする。 | | ①(1)令和元年度から令和5年度までの5年間において、年1回以上、延べ5回以上、公共施設への愛護活動等を行った実績があるか。 ①(2)令和元年度から令和5年度までに、道路管理委託業務(最終工期180日以上)の管理業務又は雪氷・降灰対策の実績があるか。 ②令和5年度に「ふるさと道」、「みんなの水辺」、「みんなの港」、又は「ふるさと砂防」の各サポート推進事業の活動実績があるか。(当該振興局・支庁管内又は県内での実績は、当該振興局・支庁管内に営業所を有している者の活動に限る) ③消防団員に所属している社員を現在雇用しているか。 ただし、令和5年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。 ④令和4年度から令和5年度の過去2年間に家畜伝染病予防法に基づく防疫活動の実績があるか。(当該工事箇所の所在する市町村内の実績のみ評価する。) |
| 合計 | | | | 11.0点 |

令和6年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇一般土木工事(3億円以上 WTO対象未満)

| 評価項目及び加算点 | | 評価基準 |
|--|---|---|
| 企業の 施工 能力 8.5点 | 過去10年間に於ける国(九州内)又は県の表彰実績 【代表者】 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 表彰実績あり (0.5 点) ○ 表彰実績なし (0.0 点) | 【代表者の実績】 平成26年度から令和6年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに優良工事表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む) |
| | 過去5年間に於ける国又は県の同種工事の 県内施工実績【代表者】 ○ 3件以上の実績あり (0.5 点) ○ 2件の実績あり (0.3 点) ○ 1件の実績あり (0.0 点) | 【代表者の実績】 令和元年度から令和5年度までに完成検査を受けた下記①～③のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、県内における同種工事の施工実績を有するか。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③国土交通省九州地方整備局発注工事 |
| | 過去3年間の土木一式工事の工事成績の平均点 【代表者】 ○ 83点以上 (3.0 点) ○ 78点以上83点未満 (2.9 ~0.1 点) (工事成績の平均点=78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○ 78点未満 (0.0 点) | 【代表者の実績】 令和3年1月1日から令和5年12月31日までに完成した下記①及び②の土木一式工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何か。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 |
| | 経営事項審査における経営状況【代表者】 ○ 900点以上 (0.30 点) ○ 800点以上900点未満 (0.25 点) ○ 700点以上800点未満 (0.20 点) ○ 600点以上700点未満 (0.15 点) ○ 500点以上600点未満 (0.10 点) ○ 500点未満 (0.00 点) | 【代表者の実績】 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるV評点(経営状況)は何か。 |
| | 経営事項審査における技術力【代表者】 ○ 1100点以上 (0.20 点) ○ 1000点以上1100点未満 (0.15 点) ○ 900点以上1000点未満 (0.10 点) ○ 900点未満 (0.00 点) | 【代表者の実績】 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何か。 |
| | 受注工事量【代表者及び代表者以外の構成員】 ○ 代表者及び代表者以外の構成員としての受注件数 1.0-(代表者としての受注件数×0.5+代表者以外の構成員としての受注件数×0.3) ※加算点は上記式で算定した点とし、最小値は-1.0点とする。 (~ -1.0 点) | 【代表者及び代表者以外の構成員の実績】 当該年度受注工事量は、令和6年4月1日入札公告開始日から当該入札公告案件の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で、下記①及び②のうち、総合評価方式対象のJV工事を対象とする。 なお、当該入札に参加する全てのJV構成員が、代表者及び代表者以外の構成員として受注した件数に基づき加算点を算定する。 ただし、一般土木工事のJV工事のみを受注件数の対象とする。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 |
| | 過去5年間に於ける新規学卒者の雇用【代表者】 過去5年間に於いて、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用 ○ 実績あり (0.5 点) ○ 実績なし (0.0 点) | 【代表者の実績】 平成31年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高校、高等、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく〈公共職業能力開発施設〉を平成30年4月1日から令和6年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、平成31年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、平成31年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 県内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 |
| | 障害者雇用、高齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録【代表者】 ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ 上記項目のうち、2つ以上の実績あり (0.5 点) ○ 上記項目のうち、いずれかの実績あり (0.3 点) ○ 実績なし (0.0 点) | 【代表者の実績】 ①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) ②60歳以上の高齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 ③入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。 |
| | (1)前年度における週休二日の県内施工実績 【代表者及び代表者以外の構成員】 ・4週8休施工実績 (0.5 点) ・4週7休施工実績 (0.3 点) ・4週6休施工実績 (0.1 点) ・実績なし (0.0 点) | 【代表者及び代表者以外の構成員の実績】 令和5年度から令和6年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、週休二日の県内施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 鹿児島県の発注工事 ※各者の実績を評価 |
| | (2)過去2年間に於けるICT活用工事の県内施工実績 【代表者及び代表者以外の構成員】 ・ICT全面活用施工実績 (0.5 点) ・ICT部分活用施工実績 (0.3 点) ・実績なし (0.0 点) | 【代表者及び代表者以外の構成員の実績】 令和4年度から令和6年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の県内施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 鹿児島県の発注工事 ※各者の実績を評価 |
| (3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 【代表者及び代表者以外の構成員】 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.5 点) ・建設キャリアアップシステムへの登録 (0.3 点) ・活用なし (0.0 点) | 【代表者及び代表者以外の構成員】 当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ・共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ・共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。 ※企業体として評価 | |
| (4)当該工事における登録基幹技能者の活用 【代表者、代表者以外の構成員又は下請者】 ・活用あり (0.5 点) ・活用なし (0.0 点) | 【代表者、代表者以外の構成員又は下請者】 当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、代表者、代表者以外の構成員又は下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。 ※企業体として評価 | |

令和6年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目, 加算点及び評価基準

別表

◇一般土木工事(3億円以上 WTO対象未満)

| | | | |
|--|--|--|---|
| 配置 予定 技術者 の 能力 1.5点 | (1) または (2) のどちらかを選択 | 過去10年間に於ける国(九州内)又は県の表彰実績 [代表者] ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 | [代表者の配置予定技術者の実績] 平成26年度から令和6年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、入札公告日までに優良技術者表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む) |
| | | <input type="radio"/> 現在の会社での表彰実績あり (0.5 点) <input type="radio"/> 上記以外での表彰実績あり (0.3 点) <input type="radio"/> 実績なし (0.0 点) | |
| | | 担い手育成加算[代表者] <input type="radio"/> 配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.3 点) <input type="radio"/> 配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2 点) <input type="radio"/> 加算なし (0.0 点) | [代表者の配置予定技術者における加算条件] 配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 平成31年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)が発注する建設工事における同種工事の主任(監理・特例監理)技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が平成31年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。 なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とする。 |
| | | 配置予定技術者の工事成績評定最高点[代表者] <input type="radio"/> 現在の会社での工事成績あり (0.3 点) <input type="radio"/> 上記以外での工事成績あり (0.1 点) <input type="radio"/> 該当なし (0.0 点) | [代表者の配置予定技術者の実績] 配置予定技術者において、鹿児島県の土木部(建築課所管発注工事を除く)または、商工労働水産部漁港漁場課所管が発注した一般競争入札の土木一式工事(以下、「対象工事」という。)での工事成績評定最高点が、次の①～③のいずれかの条件を満たす場合に評価点を加える。 ただし、配置予定技術者が対象工事で主任(監理・特例監理)技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人である場合に限る。また、現場代理人である場合は対象工事に従事した時点で、1級施工管理技士または2級施工管理技士の資格を保有している場合に限る。 ①令和2年度の工事で84点以上(令和3年度表彰対象評価点) ②令和3年度の工事で84点以上(令和4年度表彰対象評価点) ③令和4年度の工事で84点以上(令和5年度表彰対象評価点) ※年度は完成検査を行った年度である。 |
| 前年度のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況[代表者] <input type="radio"/> 推奨以上 (1.0 点) <input type="radio"/> 推奨未満 (0.5 点) <input type="radio"/> なし (0.0 点) | [代表者の配置予定技術者の実績] 1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和5年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数:20ユニット | | |
| 地域 貢献度 1.0点 | 営業所の有無[代表者] <input type="radio"/> 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に営業所(従業員10名以上)あり (1.0 点) <input type="radio"/> 上記以外 (0.0 点) | [代表者の実績] 左記箇所に代表者の営業所を有するか。 | |
| 合計 | | 11.0 点 | |

令和6年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目, 加算点及び評価基準

別表

◇海上工事(5千万円以上 3億円未満)

| 評価項目及び加算点 | | 評価基準 |
|-------------------------|--|---|
| 企業の 施工 能力 6.5点 | 過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績あり (0.5点) ○表彰実績なし (0.0点) | 平成26年度から令和6年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに優良工事表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む) |
| | 過去10年間における国又は県の同種工事の県内施工実績 ○実績あり (0.5点) ○実績なし (0.0点) | 平成26年度から令和5年度までに完成検査を受けた下記①～③のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、県内における同種工事の施工実績を有するか。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③国土交通省九州地方整備局発注工事 |
| | 過去3年間の同一発注業種の工事成績の平均点 ○83点以上 (3.0点) ○78点以上83点未満 (工事成績の平均点-78)×2.9/5+0.1 (2.9点) ※小数点以下第2位を切り捨て ○78点未満 (0.0点) | 令和3年1月1日から令和5年12月31日までに完成した下記①及び②の同一発注業種の工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何かか。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 |
| | 経営事項審査における経営状況 ○900点以上 (0.30点) ○800点以上900点未満 (0.25点) ○700点以上800点未満 (0.20点) ○600点以上700点未満 (0.15点) ○500点以上600点未満 (0.10点) ○500点未満 (0.00点) | 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何かか。 |
| | 経営事項審査における技術力 ○1100点以上 (0.20点) ○1000点以上1100点未満 (0.15点) ○900点以上1000点未満 (0.10点) ○900点未満 (0.00点) | 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何かか。 |
| | 受注工事量 ○0件=受注工事量 (0.5点) ○1件=受注工事量 (0.0点) ○2件=受注工事量 (-0.5点) ○3件=受注工事量 (-1.0点) ○4件≤受注工事量 (-1.5点) | 当該年度受注工事量は、令和6年4月1日入札公告開始分から当該入札公告案件の開札前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で、下記①及び②のうち、総合評価方式対象の5千万円～3億円の海上工事を対象とする。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 |
| | 過去5年間における新規学卒者の雇用 過去5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用 ○実績あり (0.5点) ○実績なし (0.0点) | 平成31年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高校、高専、大学、大学院、専修学校等)や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を平成30年4月1日から令和6年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、平成31年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、平成31年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 |
| | (1)前年度における週休二日の県内施工実績 ・4週8休施工実績 (0.4点) ・4週7休施工実績 (0.2点) ・4週6休施工実績 (0.1点) ・実績なし (0.0点) | 令和5年度から令和6年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、週休二日の県内施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 鹿児島県の発注工事 |
| | (2)過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 ・ICT全面活用施工実績 (0.4点) ・ICT部分活用施工実績 (0.2点) ・実績なし (0.0点) | 令和4年度から令和6年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の県内施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 鹿児島県の発注工事 |
| | (3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4点) ・建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2点) ・活用なし (0.0点) | 当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ・元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ・元請者が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。 |
| | (4)当該工事における登録基幹技能者の活用 ・活用あり (0.2点) ・活用なし (0.0点) | 当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。 |

令和6年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇海上工事(5千万円以上 3億円未満)

| | | | | |
|---|--|---|---|--|
| 配置予定技術者の能力 1.5点 | (1) または (2) のどちらかを選択 | 表彰実績 〇 現在の会社での表彰実績あり (0.5点) 〇 上記以外での表彰実績あり (0.3点) 〇 実績なし (0.0点) | 過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 | 平成26年度から令和6年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、入札公告日までに優良技術者表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む) |
| | | 〇 現在の手育限と加算の合計は 〇 配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.3点) 〇 配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2点) 〇 加算なし (0.0点) | 担い手育成加算 〇 配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.3点) 〇 配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2点) 〇 加算なし (0.0点) | 配置予定技術者が次の①～④又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 平成31年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)が発注する建設工事における同種工事の主任(監理・特例監理)技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が平成31年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。 なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とする。 |
| 配置予定技術者の資格保有 〇 水産工学技士及び海上工事施工管理技術者の両方 (0.5点) 〇 水産工学技士のみ (0.25点) 〇 海上工事施工管理技術者のみ (0.25点) 〇 なし (0.0点) | (2) | 〇 現在の会社での工事成績あり (0.3点) 〇 上記以外での工事成績あり (0.1点) 〇 該当なし (0.0点) | 配置予定技術者の工事成績評価最高点 | 配置予定技術者において、鹿児島県の土木部(建築課所管発注工事を除く)または、商工労働水産部漁港漁場課所管が発注した一般競争入札の土木一式工事(以下、「対象工事」という。)での工事成績評価最高点が、次の①～③のいずれかの条件を満たす場合に評価点を加える。 ただし、配置予定技術者が対象工事で主任(監理・特例監理)技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人である場合に限る。また、現場代理人である場合は対象工事に従事した時点で、1級施工管理技士または2級施工管理技士の資格を保有している場合に限る。 ① 令和2年度の工事で84点以上(令和3年度表彰対象評価点) ② 令和3年度の工事で84点以上(令和4年度表彰対象評価点) ③ 令和4年度の工事で84点以上(令和5年度表彰対象評価点) ※年度は完成検査を行った年度である。 |
| | | 前年度のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況 〇 推奨以上 (0.5点) 〇 推奨未満 (0.3点) 〇 なし (0.0点) | 配置予定技術者の資格保有 水産工学技士や海上工事施工管理技術者の資格を保有しているか。 | 1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和5年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数:20ユニット |
| 地域貢献度 3.0点 | 〇 事業所の所在する次の区域内に主たる営業所あり (1.0点) 〇 事業所の所在する次の区域内に区域内在住者20名以上で10年以上の営業所あり (0.8点) 「区域」の区分 1億3千万円未満:本土・熊毛・大島 1億3千万円以上:県内 〇 県内に主たる営業所あり (0.5点) 〇 県内に県内在住者20名以上で10年以上の営業所あり (0.3点) 〇 上記以外 (0.0点) | 〇 事業所の所在する振興局・支庁管内で①～⑧の実績あり(1項目当たり0.4点) 〇 県内で①～⑧の実績あり(1項目当たり0.2点) (1.4点) ~0.2 ※評価対象は最大4項目までで最大1.4点を上限とする。 〇 上記の実績なし (0.0点) | 地域への貢献 (振興局・支庁管内又は県内での実績) ① 過去5年間のボランティア活動等実績 ② 過去5年間における道路管理委託業務の受注実績 ③ 過去5年間における災害発生時の緊急的な災害復旧活動の実績 ④ 過去2年間における災害協定に基づく緊急出動実績 ⑤ 過去2年間における家畜伝染病予防法に基づく防疫活動実績 ⑥ 前年度の道路・水辺・港・砂防サポーターとしての活動実績 ⑦ 前年度の地球温暖化防止などの環境保全活動実績 ⑧ 消防団員雇用 〇 事業所の所在する振興局・支庁管内で①～⑧の実績あり(1項目当たり0.4点) 〇 県内で①～⑧の実績あり(1項目当たり0.2点) (1.4点) ~0.2 ※評価対象は最大4項目までで最大1.4点を上限とする。 〇 上記の実績なし (0.0点) | 左記箇所に営業所を有するか。 ①過去5年間において、年1回以上、延べ5回以上、公共施設への愛護活動等を行った実績 ②過去5年間において、道路管理委託業務(最終工期180日以上)の管理業務又は雪氷・降灰対策の実績 ③過去5年間において、(1)崩土・落石・倒木・流木の除去等の応急工事の受注、又は(2)過去3～5年間において下記④の実績 ④過去2年間において、「大規模災害時における応急対策に関する細目協定」に基づく応急対策業務の活動実績(受注実績) ⑤過去2年間において、「家畜伝染病予防法」に基づく消毒作業等の実績 ⑥令和5年度に「ふるさとの道」、「みんなの水辺」、「みんなの港」、又は「ふるさと砂防」の各サポート推進事業の活動実績(当該振興局・支庁管内での実績は、当該振興局・支庁管内に営業所を有している者の活動に限る) ⑦令和5年度までに(1)ISO14000シリーズの認証(当該振興局・支庁管内での実績は、当該振興局・支庁管内の営業所における認証に限る)、又は(2)令和5年度に「鹿児島県地球温暖化対策推進条例」の取組、又は(3)令和5年度に「かごしまCO2吸収量認証制度」の認証の実績 ⑧消防団に所属している社員を現在雇用しているか。 ただし、令和5年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。 |
| | | 災害協定に基づく海上緊急出動体制 〇 自社船保有かつ自社雇用船員2名以上 (0.6点) 〇 自社船保有 (0.4点) 〇 上記以外 (0.0点) | 〇 事業所の所在する振興局・支庁管内で①～⑧の実績あり(1項目当たり0.4点) 〇 県内で①～⑧の実績あり(1項目当たり0.2点) (1.4点) ~0.2 ※評価対象は最大4項目までで最大1.4点を上限とする。 〇 上記の実績なし (0.0点) | 「災害・事故発生時の海上における応急対策に関する協定」又は、「大規模災害時における応急対策に関する協定」において、応急対策業務に即時に従事できる体制を有するか。 |
| 合計 | | 11.0点 | ※ 同一発注業種は、土木一式工事もしくは、しゅんせつ工事 | |

令和6年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目, 加算点及び評価基準

別表

◇海上工事(3億円以上 WTO対象未満)

| 評価項目及び加算点 | | 評価基準 |
|-------------------------|---|--|
| 企業の 施工 能力 8.0点 | 過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績[代表者] ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 表彰実績あり (0.5 点) ○ 実績なし (0.0 点) | [代表者の実績] 平成26年度から令和6年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに優良工事表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む) |
| | 過去10年間における国又は県の同種工事の県内施工実績[代表者] ○ 3件以上の実績あり (0.5 点) ○ 2件の実績あり (0.3 点) ○ 1件の実績あり (0.0 点) | [代表者の実績] 平成26年度から令和5年度までに完成検査を受けた下記①～③のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、県内における同種工事の施工実績を有するか。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③国土交通省九州地方整備局発注工事 |
| | 過去3年間の土木一式工事の工事成績の平均点[代表者] ○ 83点以上 (3.0 点) ○ 78点以上83点未満 (2.9 点) (工事成績の平均点-78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○ 78点未満 (0.0 点) | [代表者の実績] 令和3年1月1日から令和5年12月31日までに完成した下記①及び②の土木一式工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何点か。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 |
| | 経営事項審査における経営状況[代表者] ○ 900点以上 (0.30 点) ○ 800点以上900点未満 (0.25 点) ○ 700点以上800点未満 (0.20 点) ○ 600点以上700点未満 (0.15 点) ○ 500点以上600点未満 (0.10 点) ○ 500点未満 (0.00 点) | [代表者の実績] 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何点か。 |
| | 経営事項審査における技術力[代表者] ○ 1100点以上 (0.20 点) ○ 1000点以上1100点未満 (0.15 点) ○ 900点以上1000点未満 (0.10 点) ○ 900点未満 (0.00 点) | [代表者の実績] 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何点か。 |
| | 受注工事量[代表者及び代表者以外の構成員] ○ 代表者及び代表者以外の構成員としての受注件数 0.5-(代表者としての受注件数×0.5+代表者以外の構成員としての受注件数×0.3) ※加算点は上記式で算出した点とし、最小値は-1.5点とする。 (0.5 点) (~-1.5 点) | [代表者及び代表者以外の構成員の実績] 当該年度受注工事量は、令和6年4月1日入札公告開始分から当該入札公告案件の開札前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で、下記①及び②のうち、総合評価方式対象のJV工事を対象とする。 なお、当該入札に参加する全てのJV構成員が代表者及び代表者以外の構成員として受注した件数に基づき加算点を算定する。 ただし、海上工事のJV工事のみを受注件数の対象とする。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 |
| | 過去5年間における新規学卒者の雇用[代表者] 過去5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用 ○ 実績あり (0.5 点) ○ 実績なし (0.0 点) | [代表者の実績] 平成31年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高校、高等、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設)を平成30年4月1日から令和6年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、平成31年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、平成31年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 県内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。 |
| | 障害者雇用、高齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録[代表者] ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ 上記項目のうち、2つ以上の実績あり (0.5 点) ○ 上記項目のうち、いずれかの実績あり (0.3 点) ○ 実績なし (0.0 点) | [代表者の実績] ①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。ただし、法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用していること。 ②60歳以上の高齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 ③入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。 |
| | (1)前年度における週休二日の県内施工実績 [代表者及び代表者以外の構成員] ・4週8休施工実績 (0.5 点) ・4週7休施工実績 (0.3 点) ・4週6休施工実績 (0.1 点) ・実績なし (0.0 点) | [代表者及び代表者以外の構成員の実績] 令和5年度から令和6年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、週休二日の県内施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 鹿児島県の発注工事 ※各者の実績を評価 |
| | (2)過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 [代表者及び代表者以外の構成員] ・ICT全面活用施工実績 (0.5 点) ・ICT部分活用施工実績 (0.3 点) ・実績なし (0.0 点) | [代表者及び代表者以外の構成員の実績] 令和4年度から令和6年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の県内施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 鹿児島県の発注工事 ※各者の実績を評価 |
| | (3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 [代表者及び代表者以外の構成員] ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.5 点) ・建設キャリアアップシステムへの登録 (0.3 点) ・活用なし (0.0 点) | [代表者及び代表者以外の構成員] 当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ・共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ・共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの運用を管約している。 ※企業体として評価 |
| | (4)当該工事における登録基幹技能者の活用 [代表者、代表者以外の構成員又は下請者] ・活用あり (0.5 点) ・活用なし (0.0 点) | [代表者、代表者以外の構成員又は下請者] 当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、代表者、代表者以外の構成員又は下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。 ※企業体として評価 |

令和6年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目, 加算点及び評価基準

別表

◇海上工事(3億円以上 WTO対象未満)

| | | | | |
|------------------------------------|--|--|---|--|
| 配置 予定 技術者 の 能力 1.5点 | (1) | 表彰実績と担点を手育限成と加算の合計は | 過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績[代表者] ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○現在の会社での表彰実績あり (0.5点) ○上記以外での表彰実績あり (0.3点) ○実績なし (0.0点) | [代表者の配置予定技術者の実績] 平成26年度から令和6年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む) |
| | | 担い手育成加算[代表者] ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.3点) ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2点) ○加算なし (0.0点) | [代表者の配置予定技術者における加算条件] 配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ①入札公告日において満45歳未満の者 ②平成31年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)が発注する建設工事における同種工事の主任(監理・特例監理)技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が平成31年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④女性技術者である。 なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とする。 | |
| | (2) | 配置予定技術者の工事成績評定最高点[代表者] ○現在の会社での工事成績あり (0.3点) ○上記以外での工事成績あり (0.1点) ○該当なし (0.0点) | [代表者の配置予定技術者の実績] 配置予定技術者において、鹿児島県の土木部(建築課所管発注工事を除く)または、商工労働水産部漁港漁場課所管が発注した一般競争入札の土木一式工事(以下、「対象工事」という。)での工事成績評定最高点が、次の①～③のいずれかの条件を満たす場合に評価点を加える。 ただし、配置予定技術者が対象工事で主任(監理・特例監理)技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人である場合に限る。また、現場代理人である場合は対象工事に従事した時点で、1級施工管理技士または2級施工管理技士の資格を保有している場合に限る。 ①令和2年度の工事で84点以上(令和3年度表彰対象評価点) ②令和3年度の工事で84点以上(令和4年度表彰対象評価点) ③令和4年度の工事で84点以上(令和5年度表彰対象評価点) ※年度は完成検査を行った年度である。 | |
| | | 配置予定技術者の資格保有[代表者] ○水産工学技士及び海上工事施工管理技術者の両方 (0.5点) ○水産工学技士のみ (0.25点) ○海上工事施工管理技術者のみ (0.25点) ○なし (0.0点) | [代表者の配置予定技術者の資格保有] 代表者の配置予定技術者が、水産工学技士や海上工事施工管理技術者の資格を保有しているか。 | |
| | | 前年度のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況[代表者] ○推奨以上 (0.5点) ○推奨未満 (0.3点) ○なし (0.0点) | [代表者の配置予定技術者の実績] 1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和5年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数:20ユニット | |
| 地域 貢献度 1.5点 | 営業所の有無[代表者] ○工事箇所の所在する区域(本土、熊毛、大島)内に主たる営業所又は区域内在住者20名以上で10年以上の営業所あり (1.0点) ○県内に主たる営業所又は県内在住者20名以上で10年以上の営業所あり (0.5点) ○上記以外 (0.0点) | [代表者の実績] 左記箇所に代表者の営業所を有するか。 | | |
| | 災害協定に基づく海上緊急出動体制[代表者又は代表者以外の構成員] ○自社船保有かつ自社雇用船員2名以上 (0.5点) ○自社船保有 (0.3点) ○上記以外 (0.0点) | [代表者又は代表者以外の構成員の体制] 「災害・事故発生時の海上における応急対策に関する協定」又は、「大規模災害時における応急対策に関する協定」において、応急対策に即時に従事できる体制を有するか。 | | |
| 合計 | | 11.0点 | | |

令和6年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目, 加算点及び評価基準

別表

◇橋梁上部工(PC) (5千万以上 WTO対象未満)

| 評価項目及び加算点 | | 評価基準 | |
|-------------------------|--|--|---|
| 企業の 施工 能力 6.0点 | 過去10年間に於ける国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績2回以上あり (1.0点) ○表彰実績あり (0.5点) ○実績なし (0.0点) | 平成26年度から令和6年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管工事除く)を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る(表彰決定通知等を含む)。 | |
| | 過去10年間に於ける九州内での国(九州内)・各県(九州内)・各政令市(九州内)・市町村(県内)・特殊法人(九州内)のPC橋上部工事(道路橋)の施工実績(当該最大支間長以上) ○3件以上の実績あり (0.5点) ○2件の実績あり (0.3点) ○1件の実績あり (0.0点) | 平成26年度から令和5年度までに完成検査を受けた下記①～⑩のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、PC橋上部工事(道路橋)の施工実績を有するか。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ⑨九州内の政令市の発注工事 ⑩鹿児島県内の市町村の発注工事 ⑪九州内の特殊法人の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く | |
| | 過去5年間に於ける九州内での国(九州内)・各県(九州内)のPC橋上部工事(道路橋)の工事成績評定点の上位3件の平均点 ○83点以上 (3.0点) ○78点以上83点未満 (工事成績の平均点-78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て (2.9~0.1点) ○78点未満又は、工事実績3件以上無し (0.0点) | 平成31年1月1日から令和5年12月31日までに完成した下記①～⑧のPC橋上部工事(道路橋)において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績評定点の上位3件の平均点は何点か。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く | |
| | 経営事項審査における経営状況 ○900点以上 (0.30点) ○800点以上900点未満 (0.25点) ○700点以上800点未満 (0.20点) ○600点以上700点未満 (0.15点) ○500点以上600点未満 (0.10点) ○500点未満 (0.00点) | 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何点か。 | |
| | 経営事項審査における技術力 ○1100点以上 (0.20点) ○1000点以上1100点未満 (0.15点) ○900点以上1000点未満 (0.10点) ○900点未満 (0.00点) | 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ ₁ 点(技術職員の数の点数)は何点か。 | |
| | (1)前年度における週休二日の施工実績 ・4週8休施工実績 (0.4点) ・4週7休施工実績 (0.2点) ・4週6休施工実績 (0.1点) ・実績なし (0.0点) | 令和5年度から令和6年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、週休二日の施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ・国土交通省九州地方整備局の九州内発注工事 ・鹿児島県・鹿児島県内市町村・特殊法人の県内発注工事 | |
| | | (2)過去2年間に於けるICT活用工事の施工実績 ・ICT全面活用施工実績 (0.4点) ・ICT部分活用施工実績 (0.2点) ・実績なし (0.0点) | 令和4年度から令和6年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ・国土交通省九州地方整備局の九州内発注工事 ・鹿児島県・鹿児島県内市町村・特殊法人の県内発注工事 |
| | | | (3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4点) ・建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2点) ・活用なし (0.0点) |
| | | (4)当該工事における登録基幹技能者の活用 ・活用あり (0.2点) ・活用なし (0.0点) | 当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。 |

令和6年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目, 加算点及び評価基準

別表

◇橋梁上部工(PC) (5千万以上 WTO対象未満)

| | | | |
|--|--|--|---|
| 配置 予定 技術者 の 能力 2.5点 | 表彰 実績 と 5担 点を 手 上 育 限 成 と 加 算 の 合 計 は | 過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○現在の会社での表彰実績あり (0.5点) ○上記以外での表彰実績あり (0.3点) ○実績なし (0.0点) | 平成26年度から令和6年度において、単独の完請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む) |
| | 担い手育成加算 ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.3点) ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2点) ○加算なし (0.0点) | 配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、上記の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ①入札公告日において満45歳未満の者 ②平成31年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)が発注する建設工事における同種工事の主任(監理・特例監理)技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が平成31年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④女性技術者である。 | |
| 配置 予定 技術者の 資格 保有 2.5点 | 配置予定技術者の資格保有 ○PC技士 (1.0点) ○なし (0.0点) | 前年度のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況 ○推奨以上 (1.0点) ○推奨未満 (0.5点) ○なし (0.0点) | PC技士の資格を保有しているか。 1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和5年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数:20ユニット |
| | 営業所又は工場の有無 ○県内に主たる営業所かつ工場あり (1.0点) ○県内に主たる営業所又は工場あり (0.8点) ○県内に営業所あり (0.5点) ○上記以外 (0.0点) | 地域への貢献 (振興局・支庁管内又は県内での実績) ①過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 ②前年度の道路・水辺・港・砂防サポーターとしての活動実績 ○県内で①及び②の実績あり (1.5点) ○県内で①又は②の実績あり (1.0点) ○上記の実績なし (0.0点) | 左記営業所又は工場を有するか。 ①令和元年度から令和5年度までの5年間において、年1回以上、延べ5回以上、公共施設への愛護活動等を行った実績があるか。 ②令和5年度に「ふるさと道」、「みんなの水辺」、「みんなの港」、又は「ふるさと砂防」の各サポート推進事業の活動実績があるか。(県内での実績は、県内に営業所を有している者の活動に限る) |
| 合計 | | 11.0点 | |

令和6年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇橋梁上部工(鋼橋)(5千万以上 WTO対象未満)

| 評価項目及び加算点 | | 評価基準 | | |
|-----------------------------|---|---|--|---|
| 企業の 施工 能力 6.0点 | 過去10年間に於ける国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績あり (1.0点) ○実績なし (0.0点) | 平成26年度から令和6年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管工事除く)を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る(表彰決定通知等を含む)。 | | |
| | 過去10年間に於ける九州内での国(九州内)・各県(九州内)・各政令市(九州内)・市町村(県内)・特殊法人(九州内)の鋼橋上部工事(道路橋)の施工実績(当該最大支間長以上) ○3件以上の実績あり (0.5点) ○2件の実績あり (0.3点) ○1件の実績あり (0.0点) | 平成26年度から令和5年度までに完成検査を受けた下記①～⑪のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、鋼橋上部工事(道路橋)の施工実績を有するか。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ⑨九州内の政令市の発注工事 ⑩鹿児島県内の市町村の発注工事 ⑪九州内の特殊法人の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く | | |
| | 過去5年間に於ける九州内での国(九州内)・各県(九州内)の鋼橋上部工事(道路橋)の工事成績評定点の上位3件の平均点 ○83点以上 (3.0点) ○78点以上83点未満 (2.9点) (工事成績の平均点-78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○78点未満又は、工事実績3件以上無し (0.0点) | 平成31年1月1日から令和5年12月31日までに完成した下記①～⑧の鋼橋上部工事(道路橋)において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績評定点の上位3件の平均点は何かか。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く | | |
| | 経営事項審査における経営状況 ○900点以上 (0.30点) ○800点以上900点未満 (0.25点) ○700点以上800点未満 (0.20点) ○600点以上700点未満 (0.15点) ○500点以上600点未満 (0.10点) ○500点未満 (0.00点) | 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何点か。 | | |
| | 経営事項審査における技術力 ○1100点以上 (0.20点) ○1000点以上1100点未満 (0.15点) ○900点以上1000点未満 (0.10点) ○900点未満 (0.00点) | 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何点か。 | | |
| | (1)前年度における週休二日の施工実績 ・4週8休施工実績 (0.4点) ・4週7休施工実績 (0.2点) ・4週6休施工実績 (0.1点) ・実績なし (0.0点) | 令和5年度から令和6年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、週休二日の施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ・国土交通省九州地方整備局の九州内発注工事 ・鹿児島県・鹿児島県内市町村・特殊法人の県内発注工事 | | |
| | | | (2)過去2年間に於けるICT活用工事の施工実績 ・ICT全面活用施工実績 (0.4点) ・ICT部分活用施工実績 (0.2点) ・実績なし (0.0点) | 令和4年度から令和6年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ・国土交通省九州地方整備局の九州内発注工事 ・鹿児島県・鹿児島県内市町村・特殊法人の県内発注工事 |
| | | | | |
| | | | (4)当該工事における登録基幹技能者の活用 ・活用あり (0.2点) ・活用なし (0.0点) | 当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。 |

令和6年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇橋梁上部工(鋼橋)(5千万以上 WTO対象未満)

| | | |
|--|---|--|
| 配置 予定 技術者 の 能力 2.5点 | 過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○現在の会社での表彰実績あり (0.5点) ○上記以外での表彰実績あり (0.3点) ○実績なし (0.0点) | 平成26年度から令和6年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む) |
| | 担い手育成加算 ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.3点) ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2点) ○加算なし (0.0点) | 配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ①入札公告日において満45歳未満の者 ②平成31年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)が発注する建設工事における同種工事の主任(監理・特別監理)技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が平成31年4月1日以降に入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④女性技術者である。 なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とする。 |
| | 配置予定技術者の資格保有 ○1級土木施工管理技士又は技術士 (1.0点) ○なし (0.0点) | 1級土木施工管理技士又は技術士(鋼構造物及びコンクリート)の資格を保有しているか。 |
| 前年度のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況 ○推奨以上 (1.0点) ○推奨未満 (0.5点) ○なし (0.0点) | 1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和5年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ※工場製作のみが行われている期間に限定した配置予定技術者については、当該評価の対象とせず、現場施工を含む期間の配置予定技術者のみの評価を行う。 ・推奨単位数:20ユニット | |
| 地域 貢献度 2.5点 | 営業所又は工場の有無 ○県内に主たる営業所かつ工場あり (1.0点) ○県内に主たる営業所又は工場あり (0.8点) ○県内に営業所あり (0.5点) ○上記以外 (0.0点) | 左記営業所又は工場を有するか。 |
| | 地域への貢献 (振興局・支庁管内又は県内での実績) ①過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 ②前年度の道路・水辺・港・砂防サポーターとしての活動実績 ○①の実績あり (0.0～1.0点) ○②の実績あり (0.5点) ○上記の実績なし (0.0点) | ①令和元年度から令和5年度までの5年間において、年1回以上、公共施設への愛護活動等を行った実績があるか。 活動実績年数×0.2点 ②令和5年度から公告日までの「ふるさと道」、「みんなの水辺」、「みんなの港」、又は「ふるさと砂防」の各サポート推進事業の活動実績があるか。(県内での実績は、県内に営業所を有している者の活動に限る) |
| 合計 | 11.0点 | |

令和6年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇鋼構造物工事(浮桟橋) (5千万以上 WTO対象未満)

| 評価項目及び加算点 | | 評価基準 | |
|-----------------------------|--|--|---|
| 企業の 施工 能力 6.0点 | 過去10年間に於ける国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績あり (1.0 点) ○実績なし (0.0 点) | 平成26年度から令和6年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管工事除く)を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る(表彰決定通知等を含む)。 | |
| | 過去10年間に於ける九州内での国(九州内)・各県(九州内)・各政令市(九州内)・市町村(県内)・特殊法人(九州内)の同種工事の施工実績 ○3件以上の実績あり (0.5 点) ○2件の実績あり (0.3 点) ○1件の実績あり (0.0 点) | 平成26年度から令和5年度までに完成検査を受けた下記①～⑪のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、同種工事の施工実績を有するか。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ⑨九州内の政令市の発注工事 ⑩鹿児島県内の市町村の発注工事 ⑪九州内の特殊法人の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く | |
| | 過去5年間に於ける九州内での国(九州内)・各県(九州内)の同種工事の工事成績評定点の上位3件の平均点 ○83点以上 (3.0 点) ○78点以上83点未満 (2.9 ~0.1 点) (工事成績の平均点-78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○78点未満又は、工事実績3件以上無し (0.0 点) | 平成31年1月1日から令和5年12月31日までに完成した下記①～⑧の同種工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績評定点の上位3件の平均点は何かか。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く | |
| | 経営事項審査における経営状況 ○900点以上 (0.30 点) ○800点以上900点未満 (0.25 点) ○700点以上800点未満 (0.20 点) ○600点以上700点未満 (0.15 点) ○500点以上600点未満 (0.10 点) ○500点未満 (0.00 点) | 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何点か。 | |
| | 経営事項審査における技術力 ○1100点以上 (0.20 点) ○1000点以上1100点未満 (0.15 点) ○900点以上1000点未満 (0.10 点) ○900点未満 (0.00 点) | 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何点か。 | |
| | (1) (2) (3) (4) の 合 計 上 限 | (1)前年度における週休二日の施工実績 ・4週8休施工実績 (0.4 点) ・4週7休施工実績 (0.2 点) ・4週6休施工実績 (0.1 点) ・実績なし (0.0 点) | 令和5年度から令和6年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、週休二日の施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ・国土交通省九州地方整備局の九州内発注工事 ・鹿児島県・鹿児島県内市町村・特殊法人の県内発注工事 |
| | | (2)過去2年間に於けるICT活用工事の施工実績 ・ICT全面活用施工実績 (0.4 点) ・ICT部分活用施工実績 (0.2 点) ・実績なし (0.0 点) | 令和4年度から令和6年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ・国土交通省九州地方整備局の九州内発注工事 ・鹿児島県・鹿児島県内市町村・特殊法人の県内発注工事 |
| | | (3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4 点) ・建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2 点) ・活用なし (0.0 点) | 当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ①元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ②元請者が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。 |
| | | (4)当該工事における登録基幹技能者の活用 ・活用あり (0.2 点) ・活用なし (0.0 点) | 当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。 |

令和6年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇鋼構造物工事(浮桟橋)(5千万以上 WTO対象未満)

| | | |
|--|---|--|
| 配置 予定 技術者 の 能力 2.5点 | 過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○現在の会社での表彰実績あり (0.5点) ○上記以外での表彰実績あり (0.3点) ○実績なし (0.0点) | 平成26年度から令和6年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む) |
| | 担い手育成加算 ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.3点) ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2点) ○加算なし (0.0点) | 配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ①入札公告日において満45歳未満の者 ②平成31年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)が発注する建設工事における同種工事の主任(監理・特別監理)技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が平成31年4月1日以降に入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④女性技術者である。 なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とする。 |
| | 配置予定技術者の資格保有 ○1級土木施工管理技士又は技術士 (1.0点) ○なし (0.0点) | 1級土木施工管理技士又は技術士(鋼構造物及びコンクリート)の資格を保有しているか。 |
| 前年度のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況 ○推奨以上 (1.0点) ○推奨未満 (0.5点) ○なし (0.0点) | 1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和5年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ※工場製作のみが行われている期間に限定した配置予定技術者については、当該評価の対象とせず、現場施工を含む期間の配置予定技術者のみの評価を行う。 ・推奨単位数:20ユニット | |
| 地域 貢献度 2.5点 | 営業所又は工場の有無 ○県内に主たる営業所かつ工場あり (1.0点) ○県内に主たる営業所又は工場あり (0.8点) ○県内に営業所あり (0.5点) ○上記以外 (0.0点) | 左記営業所又は工場を有するか。 |
| | 地域への貢献 (振興局・支庁管内又は県内での実績) ①過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 ②前年度の道路・水辺・港・砂防サポーターとしての活動実績 ○①の実績あり (0.0～1.0点) ○②の実績あり (0.5点) ○上記の実績なし (0.0点) | ①令和元年度から令和5年度までの5年間において、年1回以上、公共施設への愛護活動等を行った実績があるか。 活動実績年数×0.2点 ②令和5年度から公告日までの「ふるさと道」、「みんなの水辺」、「みんなの港」、又は「ふるさと砂防」の各サポート推進事業の活動実績があるか。(県内での実績は、県内に営業所を有している者の活動に限る) |
| 合計 | 11.0点 | |

令和6年度 総合評価方式(特別簡易型)における評価項目, 加算点及び評価基準

◇建築一式(一般競争入札)5千万円以上 3億円未満

| 評価項目及び加算点 | | 評価基準 | |
|---|--|---|--|
| 企業 の 施 工 能 力 6.1 点 下 限 0 点 | 過去10年間における国(九州内)又は県の建築一式工事の表彰実績 ○ 実績あり (0.5点) ○ 実績なし (0.0点) | 平成26年度から令和6年度において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、国(九州地方整備局)及び本県(土木部)の発注工事における、優良工事表彰(建築一式工事に限る)を受けた企業であるか。 ただし、令和6年度においては、入札公告日までに優良工事表彰(建築一式工事に限る)を受けたものに限る。(表彰決定通知等含む) | |
| | 過去10年間の同種工事の施工実績 ○ 実績あり (0.5点) ○ 実績なし (0.0点) | 平成26年度から令和5年度において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、同種工事(民間工事を含む)の施工実績を有する企業であるか。 | |
| | 過去10年間の建築一式工事の工事成績の平均点 ○ 83点以上 (3.0点) ○ 78点以上83点未満 (2.9 ~0.1点) (工事成績の平均点-78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○ 78点未満 (0.0点) | 平成26年1月1日から令和5年12月31日までに完成した鹿児島県土木部発注工事の建築一式工事において、単独の元請け又は共同企業体の構成員における工事成績平均点は何か。 | |
| | 経営事項審査における経営状況 ○ 900点以上 (0.30点) ○ 800点以上 900点未満 (0.25点) ○ 700点以上 800点未満 (0.20点) ○ 600点以上 700点未満 (0.15点) ○ 500点以上 600点未満 (0.10点) ○ 500点未満 (0.00点) | 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何か。 | |
| | 経営事項審査における技術力 ○ 1100点以上 (0.20点) ○ 1000点以上 1100点未満 (0.15点) ○ 900点以上 1000点未満 (0.10点) ○ 900点未満 (0.00点) | 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何か。 | |
| | 受注工事量 ○ 0件=受注工事量 (0.0点) ○ 1件=受注工事量 (-1.5点) ○ 2件=受注工事量 (-3.0点) ○ 3件≤受注工事量 (-4.5点) | 受注工事量は、本件入札参加申込書の提出期限の日における鹿児島県発注の建築一式工事(当該工事の予定価格(消費税を含む価格をいう)が2千8百万円未満のものを除く)のうち次に掲げるものを合算した件数とする。 (1) 施工中(契約日から工事完成通知書が受理された日の間までをいう)の工事 (2) 落札候補者となった工事(落札者となるまでの間) (3) 令和6年4月1日以降落札者に決定された未契約の工事 | |
| | 過去5年間における新規学卒者の雇用 過去5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用 ○ 実績あり (0.5点) ○ 実績なし (0.0点) | 平成31年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1) 新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設)を平成30年4月1日から令和6年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、平成31年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、平成31年4月に採用したものとみなす。 (※2) 現在とは、入札の公告前日を指す。 | |
| | 障害者雇用、高齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等への登録 ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ 2つ以上の実績 (0.5点) ○ 1つの実績 (0.3点) ○ 実績なし (0.0点) | ① 身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は法定雇用率以上雇用) ② 60歳以上の高齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 ③ 入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。 | |
| | (1) (2) (3) の合計上限 0.6 点 | (1) 過去3年間における週休二日の県内施工実績 ○ 4週8休 (0.4点) ○ 4週7休 (0.2点) ○ 4週6休 (0.1点) ○ 実績なし (0.0点) (2) 当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ○ 建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4点) ○ 建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2点) ○ 登録なし・活用なし (0.0点) (3) 当該工事における登録基幹技能者の活用 ○ 活用あり (0.2点) ○ 活用なし (0.0点) | 令和3年度から令和6年度に、完成検査を受けた鹿児島県土木部発注工事の建築一式工事において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、週休二日の県内施工実績を有するか。 ただし、令和6年度においては、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 当該工事において、下記①~②の建設キャリアアップシステムを活用するか。 ① 元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ② 元請者が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。 当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。 |

令和6年度 総合評価方式(特別簡易型)における評価項目, 加算点及び評価基準

◇建築一式(一般競争入札)5千万円以上 3億円未満

| 評価項目及び加算点 | | 評価基準 |
|-----------|----------------------|---|
| 価格以外の評価項目 | 配置予定技術者の能力 1.5点 | <p>(1) 過去10年間に於ける国(九州内)又は県の建築一式工事の表彰実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の会社での表彰実績あり (0.5点) ○ 上記以外での表彰実績あり (0.3点) ○ 実績なし (0.0点) <p>(2) 担い手育成加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 配置予定技術者(40歳未満または女性技術者) (0.3点) ○ 配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2点) ○ 加算なし (0.0点) |
| | 前年度のCPD(建築)単位取得状況 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 推奨以上 (1.0点) ○ 推奨未満 (0.5点) ○ なし (0.0点) |
| | 地域貢献度 3.0点(加算の上限) | <p>① 過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績</p> <p>② 消防団員の雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事箇所の所在する市町村で①と②の実績あり (2.0点) ○ 工事箇所の所在する市町村で①又は②の実績あり (1.0点) ○ 所管区域内で①又は②の実績あり (0.5点) ○ 上記の実績なし (0.0点) |
| | 応急危険度判定士の雇用 3.0点 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 2名以上 (1.0点) ○ 1名 (0.5点) ○ なし (0.0点) |
| | 評価点の合計 | 10.6 点 |

令和6年度 総合評価方式(特別簡易型)における評価項目, 加算点及び評価基準

◇建築一式(一般競争入札)3億円以上 WTO未満

| 評価項目及び加算点 | | 評価基準 |
|--|---|--|
| 企業 の 施 工 能 力 6.1 点 下 限 0 点 () | 過去10年間における国(九州内)又は県の建築一式工事の表彰実績 【代表者】 ○ 実績あり (0.5 点) ○ 実績なし (0.0 点) | 平成26年度から令和6年度において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、国(九州地方整備局)及び本県(土木部)の発注工事における、優良工事表彰(建築一式工事に限る)を受けた企業であるか。 ただし、令和6年度においては、入札公告日までに優良工事表彰(建築一式工事に限る)を受けたものに限る。(表彰決定通知等含む) |
| | 過去10年間の同種工事の施工実績 【代表者】 ○ 実績あり (0.5 点) ○ 実績なし (0.0 点) | 平成26年度から令和5年度において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、同種工事(民間工事を含む)の施工実績を有する企業であるか。 |
| | 過去10年間の建築一式工事の工事成績の平均点 【代表者】 ○ 83点以上 (3.0 点) ○ 78点以上83点未満 (2.9 ~0.1 点) (工事成績の平均点-78) × 2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○ 78点未満 (0.0 点) | 平成26年1月1日から令和5年12月31日までに完成した鹿児島県土木部発注工事の建築一式工事において、単独の元請け又は共同企業体の構成員における工事成績平均点は何か。 |
| | 経営事項審査における経営状況 【代表者】 ○ 900点以上 (0.30 点) ○ 800点以上 900点未満 (0.25 点) ○ 700点以上 800点未満 (0.20 点) ○ 600点以上 700点未満 (0.15 点) ○ 500点以上 600点未満 (0.10 点) ○ 500点未満 (0.00 点) | 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何か。 |
| | 経営事項審査における技術力 【代表者】 ○ 1100点以上 (0.20 点) ○ 1000点以上 1100点未満 (0.15 点) ○ 900点以上 1000点未満 (0.10 点) ○ 900点未満 (0.00 点) | 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何か。 |
| | 受注工事量 【代表者及び代表者以外の構成員の受注件数】 0.0-(代表者の受注件数×1.5 +代表者以外の構成員の受注件数×0.9) ※加算点は上記式で算定した点とし、最小値は-4.5点。 (0.0 ~ -4.5 点) | 受注工事量は、本件入札参加申込書の提出期限の日における鹿児島県発注の建築一式工事(当該工事の予定価格(消費税を含む価格をいう)が2千8百万円未満のものを除く)のうち次に掲げるものを合算した件数とする。なお、当該入札に参加する全てのJV構成員が、代表者及び代表者以外の構成員として受注した件数に基づき算定する。 (1) 施工中(契約日から工事完成通知書が受理された日の間までをいう)の工事 (2) 落札候補者となった工事(落札者となるまでの間) (3) 令和6年4月1日以降落札者に決定された未契約の工事 |
| | 過去5年間における新規学卒者の雇用 【代表者】 過去5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用 ○ 実績あり (0.5 点) ○ 実績なし (0.0 点) | 平成31年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1) 新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設)を平成30年4月1日から令和6年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、平成31年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、平成31年4月に採用したものとみなす。 (※2) 現在とは、入札の公告前日を指す。 |
| | 障害者雇用、高齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等への登録 【代表者】 ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ 2つ以上の実績 (0.5 点) ○ 1つの実績 (0.3 点) ○ 実績なし (0.0 点) | ① 身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は法定雇用率以上雇用) ② 60歳以上の高齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 ③ 入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。 |
| | (1) 過去3年間における週休二日の県内施工実績 【代表者】 ○ 4週8休 (0.4 点) ○ 4週7休 (0.2 点) ○ 4週6休 (0.1 点) ○ 実績なし (0.0 点) | 令和3年度から令和6年度に、完成検査を受けた鹿児島県土木部発注工事の建築一式工事において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、週休二日の県内施工実績を有するか。 ただし、令和6年度においては、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 |
| | (2) 当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 【代表者及び代表者以外の構成員】 ○ 建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4 点) ○ 建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2 点) ○ 登録なし・活用なし (0.0 点) | 当該工事において、下記①~②の建設キャリアアップシステムを活用する工事 ① 共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ② 共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。 |
| (3) 当該工事における登録基幹技能者の活用 【代表者及び代表者以外の構成員】 ○ 活用あり (0.2 点) ○ 活用なし (0.0 点) | 当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、代表者、代表者以外の構成員又は下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。 ※ 企業体として評価 | |

令和6年度 総合評価方式(特別簡易型)における評価項目, 加算点及び評価基準

◇建築一式(一般競争入札)3億円以上 WTO未満

| 評価項目及び加算点 | | 評価基準 |
|-----------|----------------------------|--|
| 価格以外の評価項目 | 配置予定技術者の能力 1.5点 | <p>(1) 過去10年間における国(九州内)又は県の建築一式工事の表彰実績 【代表者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の会社での表彰実績あり (0.5点) ○ 上記以外での表彰実績あり (0.3点) ○ 実績なし (0.0点) <p>(2) 担い手育成加算 【代表者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 配置予定技術者(40歳未満または女性技術者) (0.3点) ○ 配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2点) ○ 加算なし (0.0点) |
| | 前年度のCPD(建築)単位取得状況 【代表者】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 推奨以上 (1.0点) ○ 推奨未満 (0.5点) ○ なし (0.0点) <p>令和5年度に公益社団法人鹿児島県建築士会の継続能力開発(CPD)制度における取得単位数がどの程度か。 ・推奨単位数: 12単位</p> |
| | 地域貢献度 3.0点 | <p>①過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 【代表者及び代表者以外の構成員】</p> <p>②消防団員の雇用 【代表者及び代表者以外の構成員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事箇所の所在する市町村で①と②の実績あり (1.5点) ○ 工事箇所の所在する市町村で①又は②の実績あり (1.0点) ○ 所管区域内で①又は②の実績あり (0.5点) ○ 上記の実績なし (0.0点) <p>・令和元年度から令和5年度までの5年間において、公共施設又は公共的施設への愛護活動等を毎年1回以上、延べ5回以上行った事があるか。 ・消防団員に所属している社員を、現在雇用しているか。 ただし、令和5年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。 ※代表者又は代表者以外の構成員のそれぞれの実績を評価</p> |
| | 加算の上限 3.0点 | <p>応急危険度判定士の雇用 【代表者及び代表者以外の構成員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3名以上 (1.0点) ○ 1名 (0.5点) ○ なし (0.0点) <p>入札公告日までの直近の応急危険度判定受講者登録台帳(鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度要綱第4条第1項に基づく登録台帳をいう。)に登録されている社員を、現在雇用しているか。 ※代表者又は代表者以外の構成員のそれぞれの登録状況を評価</p> |
| 評価点の合計 | 10.6 点 | |